

改正

平成27年2月26日教委告示第2号

令和4年4月28日教委告示第9号

令和5年3月31日教委告示第5号

スポーツ競技会出場選手等激励金交付要綱

第1 趣旨

町長は、スポーツの振興を図るため、スポーツの競技会に出場するアマチュアの選手等に対し、予算の範囲内において、激励金を交付するものとし、その交付に関しては、函南町補助金等交付規則（昭和48年函南町規則第10号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 交付の対象及び額

別表のとおりとする。

第3 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 競技会の開催要項の写し

ウ 競技会へ出場することが確認できる書類

エ その他町長が必要と認める書類

(2) 提出期限

競技会へ出場することが決定した日から当該競技会へ出場する日まで

第4 交付の条件

(1) 学校教育活動の一環として競技会に出場するときは、激励金は交付しない。

(2) 同一の年度内において、同一の選手等に対し交付できる激励金の合計額は、10万円を限度とする。ただし、国際競技会に出場する場合に限り、20万円を限度とする。

(3) 同一の選手等が、同一の競技会において、複数の種目に出場した場合であっても、交付する激励金の額は、増額しない。

(4) 同一の選手が、同一の競技会において、監督又はコーチを兼任して出場した場合であっても、交付する激励金の額は、増額しない。

- (5) 競技会に出場する選手等が未成年者であるときは、当該選手等の保護者が申請等の手続きを行うこと。
- (6) 競技会が中止又は延期となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (7) 選手等が競技会に出場しなくなった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。

## 第5 変更報告

- (1) 提出書類 各1部
  - ア 変更報告書(様式第3号)
  - イ 変更の事実が確認できる書類
  - ウ その他町長が必要と認める書類
- (2) 提出期限
  - ア 競技会の中止又は延期の通知を受けた日から起算して10日を経過した日まで
  - イ 競技会に出場しなくなった日から起算して10日を経過した日まで

## 第6 結果報告

- (1) 提出書類 各1部
  - ア 結果報告書(様式第4号)
  - イ 競技会へ出場したことが確認できる書類
  - ウ 競技会での成績が確認できる書類
  - エ その他町長が必要と認める書類
- (2) 提出期限

競技会の終了の日から起算して20日を経過した日又は激励金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日まで

## 第7 請求の手続

- (1) 提出書類 1部

請求書(様式第5号)
- (2) 提出期限

激励金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(スポーツ大会選手派遣費補助金交付要綱の廃止)

2 スポーツ大会選手派遣費補助金交付要綱(昭和62年函南町教育委員会告示第3号)は、廃止する。

附 則(平成27年2月26日教委告示第2号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の激励金から適用する。

附 則(令和4年4月28日教委告示第9号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和5年3月31日教委告示第5号)

この告示は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の激励金から適用する。

別表

競技会の区分	交付の対象	激励金の額
1 国際競技会	(1) 町内に在住する者で、財団法人日本体育協会、財団法人日本オリンピック委員会又は財団法人日本障害者スポーツ協会(以下「指定競技団体」という。)の選考、推薦等により、国際競技会の開催要項に基づく出場登録をした選手 (2) 町内に在住する者で、(1)に掲げる選手の監督又はコーチとして当該競技会の開催要項に基づく出場登録をしたもの なお、1名を上限とする	1人当たり 10万円
2 全国競技会	(1) 町内に在住する者で、国、都道府県又は指定競技団体が開催する全国競技会に、静岡県の予選競技会を経て、当該競技会の開催要項に基づく出場登録をした選手又は過去に収めた成績により、当該競技会の開催要項に基づき推薦されて出場登録をした選手 (2) 町内に在住する者で、(1)に掲げる選手の監督又はコーチとして当該競技会の開催要項に基づく出場登録をしたもの	1人当たり 1万円

	<p>なお、1名を上限とする</p>	
3 地域競技会	<p>(1) 町内に在住する者で、指定競技団体又は指定競技団体に加盟する競技団体が開催する競技会であって、静岡県を含む複数の都道府県を範囲として開催されるものに、静岡県の予選競技会を経て、当該競技会の開催要項に基づく出場登録をした選手又は過去に収めた成績により、当該競技会の開催要項に基づき推薦されて出場登録をした選手</p> <p>(2) 町内に在住する者で、(1)に掲げる選手の監督又はコーチとして当該競技会の開催要項に基づく出場登録をしたもの</p> <p>なお、1名を上限とする</p>	1人当たり5千円
4 静岡県競技会	<p>(1) 町内に在住する者で、指定競技団体又は指定競技団体に加盟する競技団体が開催する競技会であって、静岡県全域を範囲として開催されるものに、地域の予選競技会を経て、当該競技会の開催要項に基づく出場登録をした選手又は過去に収めた成績により、当該競技会の開催要項に基づき推薦されて出場登録をした選手</p> <p>(2) 町内に在住する者で、(1)に掲げる選手の監督又はコーチとして当該競技会の開催要項に基づく出場登録をしたもの</p> <p>なお、1名を上限とする</p>	1人当たり3千円

スポーツ競技会出場選手等激励金交付申請書

年 月 日

函南町長 氏 名 様

住所  
氏名

下記のスポーツ競技会に出場することとなったので、スポーツ競技会出場選手等激励金交付要綱の規定により、激励金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請

- (1) 交付申請金額 円
- (2) 選手の氏名
- (3) 選手の住所

2 競技会の概要

- (1) 競技会の名称
- (2) 競技会の区分
- (3) 競技会の開催期間 年 月 日から 年 月 日まで
- (4) 出場資格
- (5) 競技種目

スポーツ競技会出場選手等激励金の交付の決定について

第 号  
年 月 日

氏 名 様

函南町長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあったスポーツ競技会出場選手等激励金の交付について、函南町補助金等交付規則第6条の規定に基づき、次のとおり決定します。

1 決定の内容

- (1) 金 額 円
- (2) 選手の氏名
- (3) 選手の住所

2 競技会の概要

- (1) 競技会の名称
- (2) 競技会の区分
- (3) 競技会の開催期間 年 月 日から 年 月 日まで
- (4) 出場資格
- (5) 競技種目

3 交付の条件

- (1) 競技会が中止又は延期となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (2) 選手等が競技会に出場しなくなった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 函南町補助金等交付規則及びスポーツ競技会出場選手等激励会交付要綱を遵守すること。

変 更 報 告 書

年 月 日

函南町長 氏 名 様

住所  
氏名

年 月 日付け 第 号により激励金の交付の決定を受けたスポーツ競技会について、下記のとおり変更事項がありますので、関係書類を添えて報告します。

記

1 変更事項

2 申請事項

- (1) 交付申請金額 円
- (2) 選手の氏名
- (3) 選手の住所

3 競技会の概要

- (1) 競技会の名称
- (2) 競技会の区分
- (3) 競技会の開催期間 年 月 日から 年 月 日まで
- (4) 出場資格
- (5) 競技種目

結 果 報 告 書

年 月 日

函南町長 氏 名 様

住所  
氏名

年 月 日付け 第 号により激励金の交付の決定を受けたスポーツ競技  
会が終了したので、関係書類を添えて結果を報告します。

1 結 果

- (1) 選手の氏名
- (2) 選手の住所
- (3) 結 果

2 競技会の概要

- (1) 競技会の名称
- (2) 競技会の区分
- (3) 競技会の開催期間 年 月 日から 年 月 日まで
- (4) 出場資格
- (5) 競技種目

様式第5号  
様式第5号（用紙 日本産業規格A4縦型）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により激励金の交付の確定を受けたスポーツ競技会出場選手等激励金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

函南町長 氏 名 様

住所

氏名



口座振替先金融機関

金融機関名	
支店名	
口座種別	
口座番号	
ふりがな 口座名義	